

四日市市上下水道局告示第23号

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号）第6条の規定に基づき、平成30年度四日市市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように告示する。

なお、賦課対象区域図を四日市市上下水道局生活排水課に備え置いて、閲覧に供する。

平成30年4月5日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

賦課対象区域

尾平町、桜台本町、大字羽津、川北二丁目、川北三丁目、西日野町、小古曾三丁目、前田町、山分町、川島町、大字泊村、松本六丁目、平津町、小林町、山城町、垂坂町、采女町、桜町、桜新町一丁目、松本二丁目、楠町小倉、大矢知町、大字茂福、智積町、小古曾一丁目、小古曾二丁目の各一部

（上下水道局管理部生活排水課）